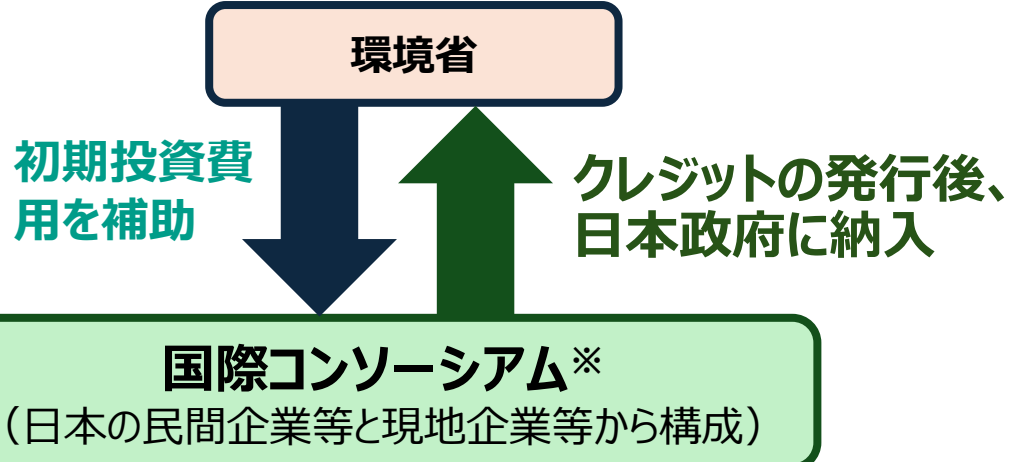


# 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業

令和8年度予算：令和8年度から開始する事業に対して、5か年で**105億円**を想定

※事業実施国の類似技術の導入実績により50~20%を上限



JICAや政府系金融機関が支援するプロジェクトと連携した事業を含む



※この組織の代表者となる日本法人を補助金の交付対象者とし、代表事業者と呼ぶ。これ以外の事業者を共同事業者と呼び、共同事業者には、民間事業者、国営会社、地方自治体および特別目的会社（SPC）等が該当。

## 補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器の導入（工事費、設備費、事務費等含む）

## 事業実施期間

最大5年間（補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、5年以内に完工すること。）

## 補助対象要件、審査項目、責務等

- 費用対効果及び投資回収年数を審査項目として確認。
- 一部の技術・国を除き原則として費用対効果**4千円/tCO<sub>2</sub>**
- 投資回収年数については、**3年以上**を目安。
- 代表事業者は、導入する設備の購入・設置・試運転までを行い、**GHG排出削減量のMRV（測定・報告・検証）を実施。**